

文化芸術活動支援補助金のよくある質問

Q 1 文化芸術活動には、どのようなものが含まれますか。

A 1 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、芸能などの文化芸術に関する公演や練習を基本に、文化芸術公演の鑑賞も含みます。

Q 2 文化芸術活動の分野には、どのようなものが含まれますか。

A 2 対象となる文化芸術活動の分野は次のとおりです。

- ・音楽、舞踊、演劇
- ・能楽、雅楽、文楽、歌舞伎などの伝統芸能
- ・地域固有の伝統芸能、民俗芸能
- ・講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱などの芸能
- ・美術、工芸、デザイン、写真、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータなどの電子機器等を利用した芸術
- ・茶道、華道、書道などの生活文化
- ・囲碁、将棋などの国民的娯楽

※文化会館大ホール、中ホール、東与賀文化ホールのホールは、実演、鑑賞の利用を対象とします。

※文化会館イベントホールは、実演、鑑賞、展示の利用を対象とします。

Q 3 「佐賀市内に活動の拠点を有する」というのは、どのような場合ですか。

A 3 佐賀市内に住所、事務所がない場合であっても、文化芸術活動を一定程度以上市内で行われている場合を、活動の拠点を有するとします。

例えば、定期的に佐賀市内で演奏活動を行っている場合などが想定されますが「様式第1号（第5条関係）別紙（申請書類）」の中の「2 文化芸術活動の実績」等で確認させていただきます。

Q 4 「佐賀市内に活動の拠点を有する」について、証明書等の提出は必要ですか。

A 4 証明書等の提出は不要ですが、「様式第1号（第5条関係）別紙（申請書類）」の中の「2 文化芸術活動の実績」欄に佐賀市内を活動拠点にしていることが分かるように、公演等の会場等を含めて、できるだけ具体的に記載してください。

Q 5 佐賀市内に活動の拠点を有していれば、佐賀市外在住でも応募できますか。

A 5 ご推察のとおりです。

Q 6 個人は、文化芸術活動を生業または副業としていることとありますが、副業とはどういうことを言うのですか。

A 6 副業とは、年1回以上、対価を得てアーティストとしての活動を行うこととします。

Q 7 個人は、文化芸術活動を生業または副業としていることとありますが、生業としてピアノ教室の収入で生計を維持している場合、個人として申請できますか。

A 7 文化芸術活動を生業とする場合とは、主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持していることとしますので、ピアノ教室等での指導による収入で生計を維持している場合は、個人として申請できます。

Q 8 吹奏楽などの文化芸術に関する部活動は、団体として申請できますか。

A 8 申請できます。

Q 9 新型コロナウイルス感染症の影響で、文化芸術活動を中止・自粛せざるを得ないなど影響を受けていることとありますが、活動を中止・自粛せざるを得ないことについて、証明書等の提出は必要ですか。

A 9 証明書等の提出は不要ですが、「様式第1号（第5条関係）別紙（申請書類）」の中の「3 新型コロナウイルス感染症による影響」欄に、公演等が中止、延期になった事例、ご自身の活動への影響についてできるだけ具体的に記載してください。

Q 10 複数の団体の代表を務めています。それぞれの団体の代表として申請できますか。

A 10 補助対象者の要件を満たしている団体であれば、同じ方が代表であっても、それぞれの団体の代表として申請できます。

Q 11 個人での申請を考えています。本人は佐賀市内在住ですが、公演開催時に市外在住の方を呼んで一緒に演奏することを計画する場合、補助事業の対象となりますか。

A 11 申請者本人がメインで演奏する場合は、補助事業の対象となります。申請者本人がメインで演奏しない場合は、補助事業の対象なりません。

Q 1 2 予算の上限に達した段階で申請受付を中止することがあるとのことですが、補助金の交付決定は先着順ですか。

Q 1 2 先着順で受付、審査を行います。審査に要する時間によって、結果の通知時期が前後する場合がありますのでご了承ください。

Q 1 3 補助金の交付決定の結果がわかるのはいつ頃ですか。

Q 1 3 申請の状況によりますが、できるだけ速やかに審査をして、結果の通知を書面及びメールでお知らせいたします。

Q 1 4 補助金申請時に予定していなかった施設利用または附属設備利用を追加したが、追加分についても補助金の交付を受けられますか。

Q 1 4 原則、補助金申請時に予定していなかった施設利用または附属設備利用の追加のために補助金交付決定額以上の支払いはできません。ただし、申請者本人や団体のメンバーが新型コロナウイルスに感染し、公演や練習をやむを得ず延期せざるを得ない場合などに、施設利用の時間帯等の区分変更などで追加経費が必要になる場合は、事前にご相談ください。変更申請をしていただいた上で、追加交付することがあります。ただし、補助金額は予算の範囲内で決定しますので、必ずしも交付されとは限りません。